原第63号の2 令和5年10月10日

原子力規制委員会 委員長 山 中 伸 介 様

松江市長 上 定 昭 仁

島根原子力発電所1号機の廃止措置について(要請)

本市では、2023年8月8日付けで中国電力株式会社から「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」第6条の規定に基づき、島根原子力発電所1号機の廃止措置計画について事前了解の申し入れがあり、令和5年10月6日付けで了解したところです。

つきましては、今後、貴委員会が審査及び廃止措置の実施状況の確認を行うにあたり、立地自治体として別紙のとおり要請いたします。

## 要請事項

- 1. 島根原子力発電所1号機の廃止措置計画の審査にあたり、市民の安心・安全の確保を最優先として厳格に行っていただくとともに、以下の点にご配慮いただきたい。
  - ① 使用済燃料の搬出・譲渡しや、低レベル放射性廃棄物の廃棄を含め、廃止 措置が計画的且つ適切に行われるよう審査を行っていただくこと。
  - ② 地震など自然災害に対する安全性及び重大事故の発生に備えた安全対策 の妥当性について、厳格に確認していただくこと。
  - ③ 安全対策については、設備面だけでなく、組織・人員・教育・訓練・手順など廃止措置を適切に実施できる体制・能力面を含めて、厳格な審査を行っていただくこと。
- 2. 島根原子力発電所1号機における廃止措置の実施状況について、前述1. を 踏まえて、廃止措置計画の認可後においても、適時適切に確認・指導・監督 を行っていただきたい。
- 3. 廃止措置に関して国内外から得られた新たな知見については、速やかに規制に取り入れられ、中国電力株式会社に対して適切な指導を行っていただきたい。
- 4. 審査結果及び廃止措置実施状況の確認結果について、必要に応じて、本市及び市民に対して丁寧な説明を行っていただきたい。